

2025年9月12日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市への要望事項

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会
事務局 障害者（児）を守る全大阪連絡協議会
〒558-0011 大阪市住吉区苅田5-1-22
TEL 06-6697-9005
FAX 06-6697-9059

＜教育＞

1. 障害者権利条約の趣旨に則り、障害のある子どもの能力を最大限度発達させるインクルーシブ教育を実現するための教育環境整備を、行政機関の責務として進めてください。社会的障壁の除去はもとより、障害のある子どもの発達を保障する教育内容の充実を図ってください。
2. 障害のある子どもが学校生活を送る上での合理的配慮について、本人ならびに保護者が申し立てをおこなう窓口を明らかにしてください。その上で、当該申し立て内容が、教育行政の過重な負担にあたるかを学校・教育委員会としてすみやかに判断し迅速に対応してください。ただちの解決が困難な場合においても、申立者との継続的・建設的な対話を通じて、当該要望が実質的に実現するようにしてください。
3. 障害のある子どもの就学先や学びの場の判断（特別支援学級への在籍等）の基準は、特別支援学級等での授業時数や、手帳・医療的診断の内容及び有無で一律・機械的に定めないでください。子どもや保護者が必要とする教育的ニーズを考慮し、一人ひとりの子どもの実情に即した柔軟な対応を行ってください。特にLD・ADHDの子どもにおいても、子どもの実態に応じて特別支援学級への入級も可能であることを周知してください。現在、特別支援学級に在籍している、あるいは入級を希望している子どもや保護者に、特別支援学級からの退級や入級意向の取り下げ等、学びの場の変更を強く迫るようなことのないようにしてください。
4. 就学先や学びの場の選択についてや、障害のあるこどもへの指導・支援について、保護者が問い合わせできるよう教育委員会に相談窓口を設けてください。就学にあたっての保護者向けの説明会を定期的に設け周知してください。障害のある子どもの保護者が、就学を見越して早期からの就学相談を受けられるよう、相談支援の体制を充実してください。現在、大阪市教委が行っている相談支援体制を明らかにしてください。
5. 障害のある子どもの学びの場についての情報提供を充実してください。
 - ① 特別支援学校に関する情報が、障害のある子どもの保護者に十分に提供されるようにしてください。
 - ② 「通級による指導」のリーフレットと同様に、「特別支援学級」に関するリーフレットも作成・配布してください。
 - ③ リーフレット「大阪市の就学相談」の特別支援学校に関する記述が、他の学びの場に比べて十分ではありません。また転校に関する記述もあいまいです。通学できる特別支援学校の情報と、地域の学校からの転学も可能なことを明確に示してください。
 - ④ リーフレット「大阪市の就学相談」の通級による指導の「自校通級」に関する記述が適切ではありません。現在の方針では、当該校への教員配置のない「巡回指導」にもなりえることを、適切に記述してください。
6. 障害のある子どもの就学先の特別支援学校への転校希望があった場合は、本人・保護者の意向を最大限尊重して速やかに対応してください。特別支援学校への転校が可能なことを各校に周知してください。また、学校見学や教育相談が隨時できるよう府教育委員会に働きかけてください。

7. 急増する特別支援学級在籍児童・生徒や障害の実態・種別にみあった、学級設置及び教職員配置等を行ってください。

- ① 障害種別による学級設置を遵守してください。学校からの申請に基づき、障害種別での在籍が1人の場合もその種別での学級設置を行ってください。障害の重複する児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申請を十分に尊重して行ってください。
- ② 特別支援学級1学級に在籍する子どもが定数8人を上回ることのないようにしてください。また定数の6人への引き下げや、学級種別ごとに学年も考慮した特別支援学級編制を行う等、大阪市の独自基準を策定してください。
- ③ 学級設置相当数の教室を確保・整備してください。
- ④ 年度途中の在籍増にあたっては、学級の追加設置や加配教員の配置をしてください。

8. 2022年4月27日文科省通知に伴う学びの場の見直しや、通級指導教室の新設に伴う学びの場の変更等により、各校の特別支援学級の設置に急激な変更が起きることのないよう、必要な措置を講じてください。万が一、特別支援学級の設置に大幅な減少が生じた場合は、指導・支援体制の維持・改善のための加配教員の配置を行ってください。

9. 通級による指導の開設を進め、充実してください

- ① 通級による指導を全校で開設してください。開設にあたっては、巡回による指導ではなく当該校への教員の配置を行って開設してください。通級指導教室の利用を希望する子どもが1人でもいれば、当該校に設置するようにしてください。
- ② 通級による指導の実施は、年限を区切らず子どもの実態に応じた期間、継続して利用できるようにしてください。
- ③ 通級指導教室が、現状において既に過大・過密状態があることをふまえ、利用が多数の場合は、担当教員の複数配置を行ってください。通級指導教室での支援が特別支援学級並みに充実するよう、教員の加配や定数改善を行ってください。

10. 発達障害等の児童を含む支援を必要とする子どもも安心して学校生活を送れるように、支援体制を充実してください。

- ① 通常学級の教育条件を改善してください。一人ひとりの子どもに寄り添った教育的支援が保障できるよう、小学校でのさらなる少人数化と中学校での35人学級を、大阪市の施策として進めてください。通常学級において、特別支援学級で学びつつ通常学級での生活も共にしている子どもを含めた人数が、定数を超えることがないように学級編成をしてください。
- ② すべての小・中・高等学校に子どもたちがクールダウン等のために使える教室や「居場所」をつくり、子どもたちをいつでも受け入れられる固定した教職員の体制を確保してください。
- ③ 相談活動の充実に向けて、小中学校特別支援教育コーディネーターを専任で配置してください。
- ④ 「20人以上の子どもが特別支援学級に在籍している」「医療的ケア児が在籍している」「障害が重複している子どもが在籍している」など特別支援教育に関わる特別な困難を抱えた学校に、教員加配を行なう等の教育条件の改善を行ってください。
- ⑤ 特別支援教育サポーターを整備・拡充してください。特別支援教育サポーターの賃金・労働条件を改善してください。
- ⑥ 看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員の配置を、充実してください。
- ⑦ てんかんやI型糖尿病等、医療的な対応が必要な児童が、校外活動、宿泊行事に安全に参加できるように、看護士の配置を大阪市の責任で行ってください。
- ⑧ 通学タクシー利用の利便性の向上を図ってください。
- ⑨ 感覚過敏等のある子どもたちの障害特性を踏まえた教育条件整備や、一人ひとりの特性や教育的ニーズを踏まえた合理的配慮を行ってください。また、教育委員会として各学校や教職員のとりくみの参考になるように「個別に実態把握」(昨年度回答)し、「学校訪問や巡回指導等を通して支援」(昨年度回答)した結果得られた学習や生活場面における合理的配慮の好事例集を発行してください。
- ⑩ 味覚・嗅覚・触覚・視覚・聴覚の過敏などのため食事への配慮が必要な子どもへの合理的配慮の取り組み事例をお示しください。また、個別対応給食(障害児食)を拡充してください。

11. 大阪府に移管された旧大阪市立特別支援学校の教育条件の改善・充実を行うとともに、大阪府と協力

して大阪市内に支援学校を新設してください。

- ① 大阪市立特別支援学校の府移管にあたっての効果検証を行なってください。
- ② 府移管にともなう教育条件の後退・悪化に対し、大阪市の責任で復元・改善の方策を検討・実施してください。
- ③ 大阪市内への特別支援学校の新設を、大阪府教委に要望してください。現在進められている鶴見区茨田高校跡地への新設計画について、保護者・子ども・関係者に情報が行き渡っていません。そのため、関係地域に住む子どもたちの就学・進路選択に支障をきたしています。新設に関して大阪市がつかんでいる状況を説明してください。そして、各区役所や市立学校園、福祉事業所、近隣保育所・幼稚園等との情報共有をすすめ、保護者まで情報が行き渡るよう速やかに手立てを講じてください。新設計画が充実したものになるよう、大阪府教委に働きかけてください。

12. 子どものニーズに応じた教育実践をすすめるためにも、学校現場の多忙の是正、教員不足の解消等、労働条件そのものの改善に向け、教職員の増員等、実効ある施策を講じてください。年度当初の学級設置ならびに、年度途中の教員の長期休暇・休職等に際して、特別支援学級担任に欠員が生じないよう、講師配置を速やかに行なってください。

13. 障害児教育の専門性の向上に取り組んでください。

- ① これまで大阪市教委は「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を標榜し、障害のある子どもたちへの特別支援学級での実践を疎かにしてきた経緯があります。これにより、実践研究や人事面において障害児教育実践の蓄積が大きく阻まれてきました。市教委により、今充実を図っているとする、特別支援学級も含めた多様な学びの場における障害児教育の充実がより一層すすむよう、子どもの発達に応じた障害児学級での実践の充実を市教委として進め、障害児教育の専門性や継続性を高めるため、必要な手立てを講じてください。
- ② 特別支援学級での授業を求める子ども保護者の思いに反して、特別支援学級での授業が実施されないようなことがないようにしてください。人的な不足がある場合は人的配置を、当該教員や当該校に特別支援学級での授業経験の不足がある場合は必要な研修の機会や人事面において経験のある教員が配置されるような配慮を行ってください。
- ③ 特別支援学級担任・通級指導教室担当が希望する場合、担任・担当を継続できるようにしてください。小学校の教員採用選考にも、特別支援学級採用枠を設けるよう検討してください。
- ④ 特別支援学級担任および通級指導教室担当者に、全国では実施されている「給料の調整額」を支給し、専門性・継続性の向上を図ってください。
- ⑤ 中学校において、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったきめ細かな教育を保障するため、学校全体で取り組んでいけるようにしてください。
- ⑥ 先生たちが支援の必要な一人ひとりの児童の発達や障害特性への理解はもちろんのこと、生きづらさへの共感に立った支援ができるように研修を充実してください。

14. 障害のある子どもを含めた全ての子どもが豊かに学べる学校になるようにしてください。

- ① 競争をあおり点数による序列化につながる、学力テスト（市統一テスト、府チャレンジテスト、すくすくウォッチ）を実施しないでください。
- ② 障害のある子どもに対する合理的配慮の不提供の是認、差別の温床になることが懸念される「学校安心ルール」を、即時に廃止してください。
- ③ 特別支援学級在籍児童・生徒数が増加する背景について、大阪市の教育のあり方そのものを問う視点から分析し、学力テスト体制や管理教育を改め、少人数学級の実現、教職員の増員等による学校教育の充実を進めてください。

＜放課後保障＞

15. 放課後等デイサービスについて、学校との連携が図れるように、以下の対策を講じてください。

- ① 子どもの支援に関して、保護者や事業所が希望した場合、スムーズに懇談ができるように学校への働きかけをしてください。
- ② 不登校の状態にある障害児に対して、放課後等デイサービスと学校及び家庭と連携を図りながらきめ細やかな支援を行えるように連絡の窓口を設ける等、対策を講じてください。
- ③ 送迎を円滑に行えるように、下校時間や行事について細やかに情報交換が行えるようにしてください。災害時などの緊急時への対応について、事業所と連絡が密にとれるようにしてください。

16. 放課後等デイサービスについて、現場の声を聴く機会を設け、実態を踏まえて下記のことを国に要望してください。また、大阪市としてできることも行ってください。

- ① 加算で成り立つ制度ではなく、基本報酬で、職員の雇用を守り、事業所の運営ができるように基本報酬の増額を国に働きかけてください。
- ② 子どもの急な欠席の場合、収入が減りますが、職員配置は必要なため財政に影響します。「欠席時対応加算」の拡充を図るよう国に働きかけてください。
- ③ 「個別サポート加算Ⅰ」に関しては、指標の判定が各区によってばらつきがあります。区に対して、子どもの状況を把握し、適切に判定するよう働きかけてください。
- ④ 「個別サポート加算Ⅱ」については、要保護児童へのきめ細やかな支援を行っている事業所が加算取得しやすいような仕組みを検討するよう国に要望してください。現行の「保護者の同意を得る」などの条件では、実態に見合った活用には至りません。家族への支援にきめ細やかな配慮や連携が必要であることを踏まえて、報酬請求の要件と報酬単価を見直すように要望してください。
- ⑤ 「送迎用バス置き去り防止を支援する安全装置」について、事業所での設置が義務づけられていますが、送迎車を追加したり、安全装置を入れ替える際は、事業所負担になります。国が補助できるように、働きかけてください。

＜障害者総合支援法＞

17. 福祉現場では慢性的な働き手不足が続いていること、事業継続が困難となる事業所が増えています。大阪市として福祉人材確保に向けた総合的な計画を立てて実行してください。

18. 利用料1割負担を廃止するよう国に要望するとともに、大阪市独自に利用負担の軽減が図られるよう支援策を講じてください。

19. 基本報酬及び加算制度の改善を国に要望するとともに、大阪市として独自の支援策を講じてください。

- ① 物価上昇や最低賃金の上昇に見合って、報酬が遅滞なく増額されるように物価・人件費高騰に対応した加算制度を創設するよう国に求めてください。
- ② 3年を期間とする基本報酬は、改定ごとに①の加算額を取り込んで算定を行うとともに、基本報酬に対する人件費比率の下限を定めるなどして、あからさまな営利最優先の経営を規制するよう国に働きかけてください。
- ③ 日割報酬を止めて月額報酬にするとともに、利用者の重度化・高齢化への対応については基本報酬を引き上げることを軸に実施するよう国に要望してください。
- ④ 請求事務などを担当する職員に対する実務研修を大阪市として実施してください。
- ⑤ 送迎加算について添乗員に対する費用も加算対象に含めてください。
- ⑥ 入浴支援加算について、医療的ケアが必要な方だけでなく、てんかん発作や支援区分5及・6の方なども対象に加えてください。
- ⑦ 施設等の利用者への通院支援を、当該施設等の職員が対応せざるを得なかった際に、それぞれの支援について補助等を行う独自支援策を講じてください。

20. 自然災害などによる事業所建物の損壊やライフラインの停止などで止む無く事業所を休所した場合、運営費の減収等への救済策を大阪市として講じてください。

21. 障害支援区分認定を迅速・適切・適正に行い、緊急時には大阪市の判断による認定に先立つ限定期的な支給決定も認めてください。

- ① 障害支援区分について、認定状況の実態把握と検証を大阪市として行ってください。認定調査員への研修を徹底し調査員によって違いが生じないようにしてください。
- ② 緊急時の支給量決定（変更を含む）は、区役所が責任をもち迅速に決定できるようにしてください。
 - ア) 各区に福祉枠採用専門職員（ケースワーカー）を配置して、要請があった際に直ちに現状を把握して支給決定をしてください。
 - イ) 事情によっては、支援計画に関わらず支給変更なしで必要なサービスが柔軟に利用できるようにしてください。
 - ウ) 緊急時対応として、特例介護給付費が利用できるようにしてください。
- ③ 障害支援区分更新時に、行政上の手続きが遅れる場合があり、それに伴い受給者証の発行が遅れ

たため事業所の報酬請求ができる「ただ働き」となるケースも生じています。新しい受給者証が発行されるまでの間は、元の支援区分や支給量が継続して利用できるようにしてください。

22. 大阪市として、相談支援専門員の業務実態を把握して過重労働の解決にむけた対策を講じてください。
 - ① 相談支援員の業務実態について様々な相談がある中、直接計画相談に収まらない事柄も多く、それらの相談活動の必要性も評価するとともに、その働きに応じた報酬単価が設定されるよう国に要望してください。また、大阪市として補助制度を設けるなど具体的な支援策を講じてください。
 - ② 相談支援従事者初任者研修（7日間）の受講にあたっては、推薦要件が設けられていることなどで受講不可となることがあります。この間の研修の定員および応募状況を明らかにするとともに、研修の回数や定員の拡大など受講しやすいような措置を講じてください。
23. 生活介護事業を希望する全ての利用者が利用できるよう、支援区分による利用条件の制約を緩和するよう国に求めてください。
24. 生活介護等も重度加算の対象となったことで、強度行動障害者支援者研修の受講が必須となっていますが、希望者数に対応できる研修回数・定員とはなっていません。規模・回数の拡大を関係先に要請してください。また、そのことが整うまでの間、一定の支援実績のある職員に対する「見なし資格」制度を大阪市として実施してください。
25. 職員に受講が求められる各種研修は、オンラインを含め日祝日や夜間など、日中支援体制に影響が少ない形でも実施するよう、関係先に働きかけてください。
26. 居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応じることができないケースが増えています。大阪市としてホームヘルパーの不足状態を解消するための手立てを講じ、あわせてヘルパーが安心して働き続けられるよう、報酬の引き上げを国に強く求めてください。
27. ヘルパーとして提供できる活動内容を制限しないでください。
 - ① 障害者総合支援法第1条が定める、「個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことが出来るよう」に、居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学支援はもちろん、障害者自らが育児や家族支援等の「ケアをする権利」を含め、様々な社会的役割を果たすためのホームヘルパー利用を認めてください。また通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしないでください。
 - ② 障害者が入院した際、買い物や洗濯など生活上の支援や普段から慣れた者しか行なえない介護は、（医師の求めにより）福祉制度のヘルパーが行なえるようにしてください。また、退院間近の暮らしの外出や自宅への一時帰宅に、福祉制度のヘルパーが利用できるようにしてください。その際は重度訪問介護の利用者に限定せず、必要な人に必要な支援が提供できるようにしてください。
28. 障害者、高齢障害者が利用できる生活施設の整備を行ってください。医療的ケアを含めた重度の方が安心して利用できる暮らしの場を、市の責任で計画的に整備してください。
29. グループホームの整備に関して、敷金等を含む賃貸費用や購入費用についての補助制度を創設してください。
30. グループホームをはじめ24時間の支援を行っている事業所に特別の業務内容に見合った特別の支援策を講じてください。
 - ① 軽度障害者も本人等の希望がある限り将来にわたって、グループホームでの暮らしが継続できるようにしてください。
 - ② 日中支援体制加算について、平日のみの加算であったり利用者2名の場合も1名分と同額の単価であるなど、その内容は極めて不十分です。日中支援が安定的に行えるよう国にその拡充を強く求めてください。また、大阪市として必要な支援策を講じてください。
 - ③ 土・日・祝日の日中支援事業の休所や利用者の病気等で、日中利用者がグループホームで過ごす必要がある場合、グループホームでの支援が十分行えるよう、制度の拡充を国に強くしてください。また、大阪市として独自の加算・補助制度等の支援策を講じてください。
 - ④ グループホーム利用者の通院介護に、移動支援が利用できるようにしてください。また現状の通院介護によるヘルパー利用は慢性疾患の定期通院や回数が月2回などの利用制限があり、突発的な病気や怪我などのときには利用できません。利用内容や回数の制約をなくしてください。
 - ⑤ 本人の一人暮らし等に向けた支援については、「通過型グループホーム」の新設を前提とするのではなく、現行グループホームの機能を強化することなどを通じて行うよう、国に働きかけてく

ださい。

- ⑥ グループホーム生活支援員の雇用形態について、例外的に業務委託契約が認められていますが、人材不足等の影響を受けて、週 40 時間以上の勤務やダブルワーク・長時間労働など、労働基準法に抵触する事態も見受けられます。業務委託契約であっても、個々の労働実態と労働者性を適切に評価・判断して、適正な指導・監査を行ってください。
31. 短期入所（ショートステイ）事業の充実を図ってください。
- ① 必要な時にショートステイが利用できるよう、設置か所数を計画的に増やしてください。
 - ② 緊急時に利用できるように、緊急枠として空床を確保することへの補助制度を創設してください。
 - ③ 各行政区に利用相談窓口を設置し、諸手続きがスムースに行えるよう支援を行ってください。
 - ④ 強度行動障害の利用者が安心して利用するための職員加配制度を設けてください。
 - ⑤ 親の高齢化等に伴う「ロングショート」の実態を調査し、早期にその解消を図ってください。
32. 大阪市として移動支援事業の拡充とヘルパー確保に向けてた支援策を講じてください。
- ① 障害のある人が、通勤や通学等社会生活を行う上で必要な移動支援を、個別給付事業として実施するよう国に求めるとともに、大阪市としての支援策を独自に実施してください。
 - ② 1か月の移動支援時間数の上限 51 時間を拡充してください、また利用時間が月の支給時間に満たなかった場合は、翌月に持ち越すことができるなど柔軟に利用できるようにしてください。
 - ③ 大阪府内の複数の市町村で実施されているグループ支援型支援を、大阪市でも実施をしてください。
 - ④ 2021 年度以降の報酬単価が 1,900 円（1 時間）のまま改定されていません。最低賃金が上昇する中、人件費増加分の多くを事業所が持ち出して負担しています。ガイドヘルパーの給与を引き上げができるよう報酬の大幅な引き上げを行うとともに、大阪市として職員の処遇改善のための加算や早朝・夜間加算等の制度を設けてください。
33. 重度障害者入院時コミュニケーションサポート事業を拡充してください。
- ① 急な入院については事後の申請も認めてください。
 - ② 食事介護等を支援内容に含めてください。
 - ③ 1 日 4 時間半を超えてしんできるようにしてください。
 - ④ 報酬単価を引上げ、移動支援と同額にしてください。
34. 補装具・日常生活用具給付等事業を拡充してください。
- ① 日常生活用具の紙おむつの支給限度額を引き上げてください。月 12,000 円の限度額では、物価高騰には対応できません。排泄排便のための紙おむつは生きる上で基本的に不可欠な用具であり、早急に対策を講じてください。
 - ② 点字タイプライターを日常生活用具として給付を希望する視覚障害者には、就業もしくは就学に関わりなく給付してください。また、難聴を併発した重度の視覚障害者にあっては、会議や研修会など、社会活動においてコミュニケーションが取れないなどの困難をきたしており、当事者の希望によりコミュニケーション機器としての機能も発揮できる機器として、点字タイプライターを支給してください。
 - ③ 「読書バリアフリー法」、および「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を尊重し、日常生活用具の視覚障害者用ポータブルレコーダーの障害等級の制限を撤廃して、希望するすべての視覚障害者が受給できるようにしてください。
 - ④ 「読書バリアフリー法」、および「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を尊重し、点字図書給付事業を見直し、障害の程度および読書形態を配慮して拡大図書や録音図書にも対象を広げ給付してください。
 - ⑤ 『点字毎日』（点字版）読者が手指の感覚低下にともない触読が困難となった場合でも、継続して購読できるよう、『点字毎日』（音声版）を給付してください。また、昨年から『点字毎日』（電子版）が給付対象にされました、点字図書給付事業において、他の点字図書にも対象を広げてください。
 - ⑥ 聴覚障害者用屋内信号装置については「聴覚障害 2 級以上の者であって、聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者」と聴覚障害 2 級以上を条件とするのではなく、同装置を必要とするすべての聴覚障害に交付してください。
35. 国が整備を求めている地域生活支援拠点について、大阪市の具体的な整備方針を明らかにしてください。

さい。

36. 地域活動支援センターの委託料・各種加算を、実態に見合って改善してください。
- ① 地域活動支援センターは他の事業に繋がり難い方々の居場所になるなど、障害当事者にとってはなくてはならない存在です。その支援が充実するよう、委託料をせめて生活介護事業の報酬と同等以上に引き上げてください。
 - ② 通院等の欠席については利用扱いにすることなど、委託費が支援実態に即したものとなるよう拡充してください。建物賃貸料等の各種加算も実態に即したものに改めてください。
 - ③ 委託料は、年度当初の利用登録人員を基礎として算定してください。
 - ④ 利用者の減員による委託量の減額は、事業運営にとって大きなダメージとなっています。地域活動支援センターの安定した運営のために、委託料減算の根拠を明らかにして、返戻時期などについても経営状況等各事業者とよく相談して、柔軟に対応してください。
37. 手話通訳者の配置・手話の普及を進めてください。
- ① 大阪市内全区の区役所に正規雇用の手話通訳者を配置してください。
 - ② 市内の公共施設に手話通訳者を配置してください。
 - ③ あらゆる機会を通じて、市内のすべての事業者に手話通訳者の役割や意義を周知してください。
38. 手話通訳派遣事業者の質を評価するためのシステムづくりを、当事者の意見を取り入れてすすめてください。
39. 市民への手話言語の周知を積極的に行ってください。大阪市コミュニティ協会が主催するイベントに手話通訳を配置してください。
40. 障害関係団体が障害に関する啓発を目的として開催する学習会やイベントで、区民センター等を利用する際の利用料金の減免制度を創設してください。
41. 各区・各局及び大阪市認定事務センターから視覚障害者家庭に送られてくる文書については、封筒表面に受取人氏名・文書名・担当部署名・及び連絡先電話番号（固定電話番号）を点字・拡大文字で記載するとともに、同封文書全文を希望する形態（点字・拡大文字・音声等）での提供が確実に行われるよう、「公文書点字化条例」または「公文書点字化要綱」を制定するなど、制度化を図ってください。
42. 地域生活支援事業の任意事業として、視覚障害者への代筆・代読サービスを制度化し、実施してください。特に居宅介護や同行援護などの障害福祉サービスを利用してない視覚障害者は、自宅に郵便物が届いても内容を確認する術がありません。たとえ短時間ででも利用できるよう手立てを講じてください。

＜新型コロナ対応＞

43. 現在もひきつづき福祉事業所はコロナ感染症の発症リスクを抱えており、人的・金銭的に大きな負担が強いられています。5類移行前に実施していた対策（抗原検査キットの配布、PCR検査、かかり増し経費補助など）を、今後も継続して実施してください。
44. 2022年2月、市内で暮らす重度脳性麻痺障害の夫婦の夫がコロナに罹患して、保健所にも繋がらずに入院できず妻も療養施設に入れない状態で、日常的に受けてきたヘルパー等の必要な支援も全てがストップして一週間以上放置される事態が生じました。命に関わる事態です。保健所と医療体制の拡充、重度の障害に対応できる療養施設の確保、コロナ罹患時等の非常時にヘルパー等の必要な支援が受けられる特別な体制を大阪市と広域行政である大阪府の責任で早急に確立してください。陽性になった際にはすぐに医療にアクセスでき、すみやかに入院・療養できるようにしてください。

＜介護保険＞

45. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者）には、強制移行を無くして、障害者福祉か、介護保険制度を使うのかについては、本人の希望に沿って居宅事業や補装具、日常生活用具支給等が個々で選択できるようにしてください。
46. 介護保険を申請しない選択肢もあるということも含めて、65歳になる障害者や40歳になる特定疾病の方が不安を抱くことのないよう、介護保険と障害福祉サービスの適用関係について、厚労省の事務連絡の内容を含めて、「福祉のあらまし」やホームページにわかりやすく記載し、そこに大阪市と

して必要な支援を継続することを明記してください。

47. 高齢となった視覚障害者が地域で生活することが困難となった場合でも安心して生活できるよう、大阪府や堺市と協力して盲養護老人ホームを大阪市内に建設してください。

＜その他の福祉制度＞

48. 重度の視覚障害者が加齢により難聴を併発した場合、軽度であっても生活に大きな支障を来すことから、重度視覚障害者が難聴となった際には、大阪市として補聴器の購入費用を助成するよう求めてきましたが、今年度より65歳以上の加齢による高齢難聴者への「聞こえのサポート事業」として、補聴器の購入費用のうち25,000円を上限に助成されることになりました。しかし補助額は、30万円～40万円ほどの費用にくらべてあまりにも少額です。本制度の申請を地元の区役所で行えるようにするとともに、助成金額を引き上げてください。

＜医療＞

49. 重度障害者医療費助成制度を充実させてください。

- ① 重度障害者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費自己負担を無料に戻すとともに、院外調剤の自己負担を撤廃し、中軽度の障害者も制度の対象にしてください。また、償還払いの負担を当事者や家族に押し付けることのないよう適切な措置を講じてください。
- ② 医療機関の負担上限額を復活させるとともに、月負担上限額を大幅に引き下げてください。

＜まちづくり＞

50. 安心・安全な街づくりをすすめてください。

- ① JR京橋駅と京阪京橋駅との間の円滑な移動が行えるよう、視覚障害者が迷うことがないよう、適切な位置に誘導チャイムを設置してください。設置に際しては、現地で視覚障害当事者やJR西日本、京阪電車の関係者を交えての実地検証を行ってください。
- ② 踏切内の点字ブロックの敷設については、国土交通省のガイドラインに準拠しつつ、個々の踏切の状況に応じて柔軟に対応するとともに、地域の障害当事者にも意見聴取して適切に敷設してください。その場合、通常の誘導ブロック（線状ブロック）やエスコートゾーンとは異なった誘導ブロックであることが容易に認識できる形状としてください。またJR西日本「放出駅」の東約300メートルにある踏切のように、明らかに危険と思われる踏切については、障害者や高齢者などの安全に資するようエレベーター付きの陸橋方式による導線を確保してください。
- ③ 大阪市内の複数駅において駅員の無人時間帯が設定され、無人化が進められています。時間帯によっては他駅からの駅員の到着のために長時間待たねばならず、急を要する移動などに支障をきたしています。また、鉄道駅バリアフリー整備料金によるホーム可動柵の設置を根拠に無人化計画が持ち上がっている駅もあります。大阪市として駅員の削減を進めている鉄道会社に対して駅員の削減を行わないよう働きかけてください。特に大阪メトロにおいては、一昨年以降、無人化を行い続けており、多くの障害者が改札内外の移動に不便を強いられています。経営上、人員削減を行う必要のない同社に対して、原状回復するよう働きかけるとともに、当面の対応策として、稼働柵の点字表示部の横に「駅員呼び出しボタンとスピーカー・マイク」を設置して、視覚障害者がホーム上で駅員を簡単に呼び出せるようにしてください。
- ④ 大阪メトロにおいては、現在の磁気カード式の「大阪市介護人付無料乗車証」（以下、単に「無料乗車証」と略す）が使えないICカード専用の自動改札機が増えつつあります。せめて、2027年度に導入予定のICカード式の「無料乗車証」が発行されるまでは現状維持するよう指導してください。
- ⑤ 「無料乗車証のICカード化」についてはシステム改修を実施した上で2027年度から導入予定とされており、現在の磁気カード1枚からICカード2枚（本人用と介護者用）の2枚持ちになるとのことですが、現在、JR西日本、および大阪メトロを含むスルッとKANSAI協議会加盟各社で利用できる「スルッとKANSAI特別割引用ICカード」（以下「スルットKANSAIカード」と略す）も2枚持ちとなることから、スルットKANSAIカードを利用している場合、結果的に4枚のICカードを持たなければなりません。システムの改修に当たっては、新たに発行される無料乗車証、もしくはスルットKANSAIカードのいずれかを持っていれば相互に利用できるようにしてください。

い。

51. 市民の声を反映して、長居スポーツセンターを充実してください。
- ① 長居障害者スポーツセンターの建て替え整備計画の進捗状況を明らかにしてください。
 - ② 新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の事業手法としてPFIアドバイザリー業務委託先として、有限責任あずさ監査法人大阪事務所が決り、具体的な建て替え工事がここ数年内に開始されようとしているかと思いますが、今の時点でいつ頃の開館を予定されているのかお教えてください。

＜防災＞

52. 障害者への防災対策を充実してください。
- ① 大阪市が全戸配布している防災マップや地域防災計画について、視覚障害用の配布物としても整えて、必要な人に周知してください。特に防災マップ(ハザードマップ)の情報については、大阪市以外の府下市町村においては、ハザードマップのきめ細かな情報を点字や音声CDなどにより視覚障害者家庭に情報提供しています。大阪市においても、視覚障害者にも容易に理解できる媒体によってきめ細かな情報を提供してください。
 - ② 実効性のある地域防災計画の策定と避難行動要支援者の個別(避難)計画の策定を早急に進めてください。特に単身または障害者のみの世帯にあっては、避難が遅れて重大な被害を被ることのないようにしてください。
 - ③ ろう者に対する以下の防災支援施策を整備・拡充してください。
 - ア) 情報支援者の確保
 - イ) 広域避難時における聴覚障害者に対応した1.5次避難所の開設
 - ウ) 大阪市の防災講義動画に関する手話言語による情報保障の提供
 - エ) 全区の福祉避難所に関する情報提供の働きかけ(手話言語を保障した避難所(室)の設置)
 - オ) 全区に対する避難所(室)への「アイドラゴン4」導入

＜政治参加＞

53. 障害者が自由に投票できるよう、配慮措置を充実してください。
- ① 投票箱の投票口のすぐ奥に、選挙の種類を点字表示してください。
 - ② 今回の選挙において大阪市選管の新たな試みとして、視覚障害者家庭に送られて来た「投票所入場券」が入った封筒の裏面にSPコードとQRコードが記されており、QRコードをスマートフォンなどで読み取ると、大阪市選管のホームページに飛んで、詳細な説明を読むことができましたが、SPコードを読み取っても、「選挙のお知らせ」としか書かれていませんでした。この試みは今回のミカあるいは今後も継続されるのでしょうか。継続されるのであれば、SPモードについても充実した内容になるようにしてください。
 - ③ 公職選挙において、電子投票機が導入されつつありますが、機種によっては視覚障害者が自力で投票できないという新たな問題が発生しています。つきましては、電子投票機の導入に際しては、必ず音声読み上げ機能付きの機種にするとともに、国や大阪府にも働きかけてください。
 - ④ 代理投票は、本人が読み書きできることを前提とするのではなく、候補者の写真などの文字情報以外の情報をもとに、投票したい人を指さしたり視線を送るなどのサインを用いて投票できるようにするなど、障害の状況や程度に合わせた方法を開発して実施してください。
 - ⑤ さきの参議院選挙において、母親と知的障害のある息子(29歳)が投票所に出向いた際、自分の生年月日を問われて返答できなかったことにより、本人に「身分証明書」を提示するよう求められた事案が発生しました。待たされた上に身分証明書を持参するよう求められたことから、母親が息子に「今は投票できない」と告げたところ、本人は「帰る」と言いその日あらためて投票所に向かうことはありませんでした。今回の投票所での対応は、言葉で意思を伝えづらい障害者への合理的配慮に欠けていたのではないかと考えます。生年月日を自ら答えることができない者等への配慮措置について、大阪市選挙管理委員会としての考え方をお示しください。

以上